

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="226 533 1028 571"><b>農林水産部（水産林務関係）</b></p> <p data-bbox="217 652 1077 691">工 事 施 工 管 理 基 準</p> <p data-bbox="217 847 1077 885">工 事 施 工 管 理 実 施 要 領</p> <p data-bbox="405 1163 889 1246">福 岡 県 農 林 水 産 部 令和5年1月</p>	<p data-bbox="1227 533 2029 571"><b>農林水産部（水産林務関係）</b></p> <p data-bbox="1218 652 2078 691">工 事 施 工 管 理 基 準</p> <p data-bbox="1218 847 2078 885">工 事 施 工 管 理 実 施 要 領</p> <p data-bbox="1406 1163 1890 1246">福 岡 県 農 林 水 産 部 令和4年10月</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>[改定の経緯]</p> <p>(1) 昭和60年 2月18日 制定</p> <p>(2) 昭和63年 8月23日 改定</p> <p>(3) 平成 8年 4月 1日 改定</p> <p>(4) 平成14年10月 1日 改定</p> <p>(5) 平成19年 4月 1日 改定</p> <p>(6) 平成22年 4月 1日 改定</p> <p>(7) 平成22年 6月 1日 改定</p> <p>(8) 平成23年 2月 1日 改定</p> <p>(9) 平成26年 4月 1日 改定</p> <p>(10) 平成29年 4月 1日 改定</p> <p>(11) 平成30年12月 1日 改定</p> <p>(12) 令和 元年 7月17日 改定</p> <p>(13) 令和 2年 4月27日 改定</p> <p>(14) 令和 3年 7月 1日 改定</p> <p>(15) 令和 4年10月 1日 改定</p> <p><u>(16) 令和 5年 1月 1日 改定</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>[改定の経緯]</p> <p>(1) 昭和60年 2月18日 制定</p> <p>(2) 昭和63年 8月23日 改定</p> <p>(3) 平成 8年 4月 1日 改定</p> <p>(4) 平成14年10月 1日 改定</p> <p>(5) 平成19年 4月 1日 改定</p> <p>(6) 平成22年 4月 1日 改定</p> <p>(7) 平成22年 6月 1日 改定</p> <p>(8) 平成23年 2月 1日 改定</p> <p>(9) 平成26年 4月 1日 改定</p> <p>(10) 平成29年 4月 1日 改定</p> <p>(11) 平成30年12月 1日 改定</p> <p>(12) 令和 元年 7月17日 改定</p> <p>(13) 令和 2年 4月27日 改定</p> <p>(14) 令和 3年 7月 1日 改定</p> <p>(15) 令和 4年10月 1日 改定</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後	現行
<p><b>1. 総則（略）</b></p> <p><b>2. 適用（略）</b></p> <p><b>3. 施工管理（略）</b></p> <p><b>4. 施工体制</b></p> <p><b>（1）主任（監理）技術者等</b></p> <p>主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければならない。</p> <p>また、建設業法第26条第3項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が <u>4,000</u>万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。</p> <p>なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。</p> <p>現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないと規定されている。</p>	<p><b>1. 総則（略）</b></p> <p><b>2. 適用（略）</b></p> <p><b>3. 施工管理（略）</b></p> <p><b>4. 施工体制</b></p> <p><b>（1）主任（監理）技術者等</b></p> <p>主任（監理）技術者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければならない。</p> <p>また、建設業法第26条第3項において、公共性にある工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金額が <u>3,500</u>万円以上のもの）については、主任技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。</p> <p>なお、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講した者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。</p> <p>現場代理人については、工事請負契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないと規定されている。</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後	現行
<p><b>1) 主任技術者</b></p> <p>建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。</p> <p>工事請負契約書第10条に定める主任技術者を通知する場合は「土木施工管理技士及び建設機械施工技士」にあつては合格証明書の写し、「技術士」にあつては登録証の写しを添付するものとする。</p> <p><b>2) 監理技術者</b></p> <p>① 発注者から直接工事を請負い、そのうち <u>4,500</u>万円（建築一式工事 の場合は<u>7,000</u>万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなければならない。</p> <p>② 工事請負契約書第10条に定める専任の監理技術者の通知にあつては、建設業法第27条第3項に定められた当該合格証明書（1級土木施工監理技士等）の写しの外に監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。</p> <p><b>3) 現場代理人</b></p> <p>① 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める常駐の「現場代理人」を置かなければならない。</p>	<p><b>1) 主任技術者</b></p> <p>建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。</p> <p>工事請負契約書第10条に定める主任技術者を通知する場合は「土木施工管理技士及び建設機械施工技士」にあつては合格証明書の写し、「技術士」にあつては登録証の写しを添付するものとする。</p> <p><b>2) 監理技術者</b></p> <p>① 発注者から直接工事を請負い、そのうち <u>4,000</u>万円（建築一式工事 の場合は<u>6,000</u>万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、専任の主任技術者にかえて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の「監理技術者」を現場に置かなければならない。</p> <p>② 工事請負契約書第10条に定める専任の監理技術者の通知にあつては、建設業法第27条第3項に定められた当該合格証明書（1級土木施工監理技士等）の写しの外に監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。</p> <p><b>3) 現場代理人</b></p> <p>① 発注者から直接工事を請負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める常駐の「現場代理人」を置かなければならない。</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後	現行
<p>② 現場代理人は、工事の施工上支障がない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務して差しつかえない。</p>	<p>② 現場代理人は、工事の施工上支障がない場合にあっては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務して差しつかえない。</p>

# 福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																								
<p>○ 建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格 (指定建設業に係るもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">許可の種類</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">特 定 建 設 業</th> <th style="width: 45%;">一 般 建 設 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元請工事における下請け金額の合計</td> <td style="text-align: center;">4,500万円以上</td> <td style="text-align: center;">4,500万円未満</td> <td style="text-align: center;">4,500万円以上は契約できない。</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の資格要件</td> <td style="text-align: center;">1級国家資格者 建設大臣特別認定者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者</td> </tr> <tr> <td>技術者の専任</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">請負金額 4,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種</p> <p>○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格 (土木管理技士等の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">契約予定金額 (請負代金額)</th> <th style="width: 85%;">監理技術者又は主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,000万円以上</td> <td>イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,500万円以上 16,000万円未満</td> <td>ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 一般土木工事に従事する主任技術者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">請 負 金 額</th> <th style="width: 85%;">主 任 技 術 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,000万円以上</td> <td>工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,500万円以上 16,000万円未満</td> <td>工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000万円以上 4,500万円未満</td> <td>工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000万円未満</td> <td>工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者</td> </tr> </tbody> </table>	許可の種類	特 定 建 設 業		一 般 建 設 業	元請工事における下請け金額の合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない。	工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者	技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		技術者の専任	請負金額 4,000万円以上			契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者	16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者	4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者	請 負 金 額	主 任 技 術 者	16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者	4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者	4,000万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者	4,000万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者	<p>○ 建設業法に規定されている監理技術者・主任技術者の資格 (指定建設業に係るもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">許可の種類</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">特 定 建 設 業</th> <th style="width: 45%;">一 般 建 設 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元請工事における下請け金額の合計</td> <td style="text-align: center;">4,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">4,000万円未満</td> <td style="text-align: center;">4,000万円以上は契約できない。</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td style="text-align: center;">監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> <td style="text-align: center;">主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の資格要件</td> <td style="text-align: center;">1級国家資格者 建設大臣特別認定者</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者</td> </tr> <tr> <td>技術者の専任</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">請負金額 3,500万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定建設業：土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種</p> <p>○ 施工管理技術検定制度活用による監理技術者・主任技術者の資格 (土木管理技士等の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">契約予定金額 (請負代金額)</th> <th style="width: 85%;">監理技術者又は主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,000万円以上</td> <td>イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,500万円以上 16,000万円未満</td> <td>ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 一般土木工事に従事する主任技術者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">請 負 金 額</th> <th style="width: 85%;">主 任 技 術 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16,000万円以上</td> <td>工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,500万円以上 16,000万円未満</td> <td>工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,500万円以上 4,500万円未満</td> <td>工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,500万円未満</td> <td>工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者</td> </tr> </tbody> </table>	許可の種類	特 定 建 設 業		一 般 建 設 業	元請工事における下請け金額の合計	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない。	工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者	技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者		技術者の専任	請負金額 3,500万円以上			契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者	16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者	4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者	請 負 金 額	主 任 技 術 者	16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者	4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者	3,500万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者	3,500万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者
許可の種類	特 定 建 設 業		一 般 建 設 業																																																																						
元請工事における下請け金額の合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない。																																																																						
工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者																																																																						
技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者																																																																							
技術者の専任	請負金額 4,000万円以上																																																																								
契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者																																																																								
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者																																																																								
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者																																																																								
請 負 金 額	主 任 技 術 者																																																																								
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者																																																																								
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者																																																																								
4,000万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者																																																																								
4,000万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者																																																																								
許可の種類	特 定 建 設 業		一 般 建 設 業																																																																						
元請工事における下請け金額の合計	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない。																																																																						
工事現場に置くべき技術者	監理技術者 (監理技術者資格証の交付を受けた者であって監理技術者講習を受講した者)	主任技術者	主任技術者																																																																						
技術者の資格要件	1級国家資格者 建設大臣特別認定者	1級国家資格者 2級国家資格者 実務経験者																																																																							
技術者の専任	請負金額 3,500万円以上																																																																								
契約予定金額 (請負代金額)	監理技術者又は主任技術者																																																																								
16,000万円以上	イ. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理1級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ. 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（農業農村工学・農業土木（平成30年度以前に合格）に限る）、森林部門（森林土木に限る）の資格を有する者																																																																								
4,500万円以上 16,000万円未満	ハ. 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者 ニ. 上欄のロに掲げる者																																																																								
請 負 金 額	主 任 技 術 者																																																																								
16,000万円以上	工事の専任の主任技術者は、次の（ア）又は（イ）に掲げる者でなければならない。 （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （イ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者																																																																								
4,500万円以上 16,000万円未満	工事の専任の主任技術者は、次の（ウ）又は（エ）に掲げる者でなければならない。 （ウ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 （エ）技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」・「農業土木」（平成30年度以前に合格）とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）の資格を有する者																																																																								
3,500万円以上 4,500万円未満	工事の専任の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者																																																																								
3,500万円未満	工事の主任技術者は、上欄の（ウ）、（エ）に掲げる者及び実務経験者																																																																								

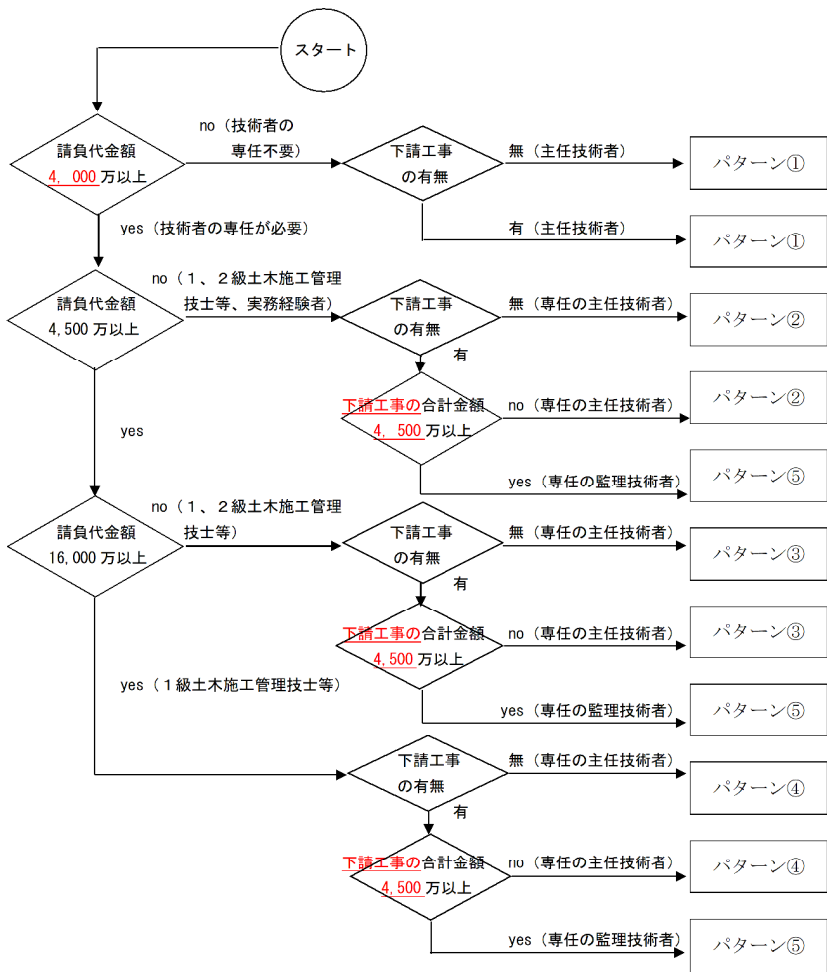
福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改正後

現行

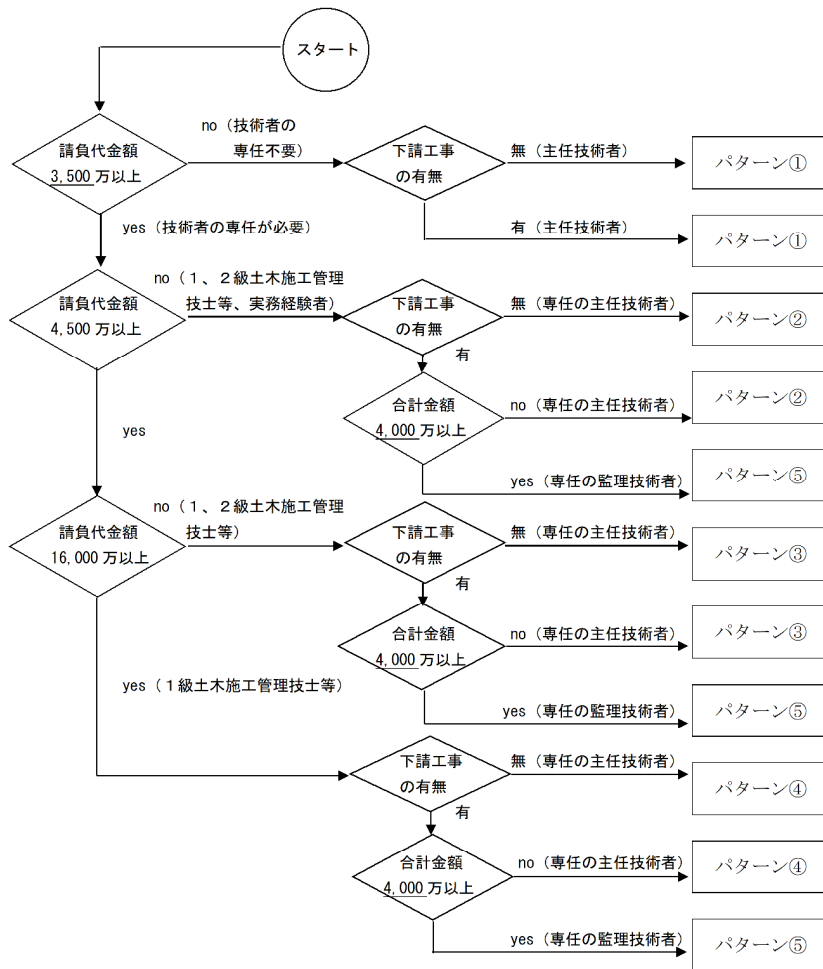
（参考）技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



（参考）技術者選任フロー図

現場に置くべき技術者は、建設業法及び施工管理技術検定制度活用の通達で請負代金額及び下請金額により決められており、下記フロー図・次頁の技術者選任パターン表のとおりである。



福岡県農林水産部（水産林務関係）土木工事施工管理実施要領（令和5年1月1日） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[技術者選任パターン表] (略)</p> <p>(2) 施工体制台帳及び施工体系図 (略)</p> <p>(3) 腕章の着用 (略)</p> <p>(4) 工事現場に掲げる標識 (略)</p> <p>5. 施工管理記録様式 (略)</p>	<p>[技術者選任パターン表] (略)</p> <p>(2) 施工体制台帳及び施工体系図 (略)</p> <p>(3) 腕章の着用 (略)</p> <p>(4) 工事現場に掲げる標識 (略)</p> <p>5. 施工管理記録様式 (略)</p>